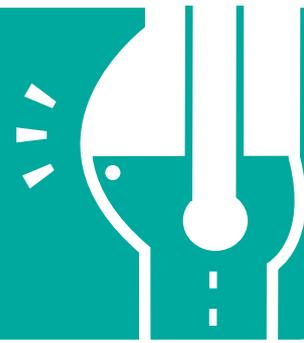


# 基本健康診査が『特定健康診査』へ変わりました



◎問い合わせ先 国保年金課特定健診係 (☎ 82-1189)

平成 20 年度から健診制度が変わり、特定健康診査がそれぞれの加入する医療保険者（市国保，政府管掌健康保険，健康保険組合，共済組合など）に義務づけられました。特定健康診査は，病気を見つける健診ではなく，メタボリックシンドロームおよび予備軍の人を見つけ，保健指導による改善を目指す予防のための健診です。

あなた自身の健康を守るため，年に 1 回は健診を受けましょう。



## 対象者

### ◎ 40 歳～74 歳以下の人

※妊娠中の人，6 か月以上入院されている人等を除きます。

- 市国民健康保険加入者 市が「特定健康診査」および「特定保健指導」を実施します。5 月末～6 月初旬にかけて，受診券を送付しますのでご確認ください。
- その他医療保険加入者 加入している医療保険の窓口にお問い合わせください。

### ◎ 75 歳以上の人および 65 歳～74 歳の後期高齢者医療加入者

山口県後期高齢者医療広域連合が，生活習慣病の早期発見・早期治療のための「健康診査」を実施します。  
※ 5 月末～6 月初旬にかけて，受診券を送付しますのでご確認ください。



## 受診時に必要なもの

送付した受診券，質問票，生活機能チェックリスト（※），健康保険証，自己負担金  
※生活機能チェックリストは 65 歳以上の方に送付しています。ただし，介護保険の要介護・要支援の認定を受けている人は対象外となります。



## 健診の内容

問診・身体計測（身長，体重，腹囲，BMI）・血圧測定・身体診察・尿検査（尿糖，尿蛋白）・血液検査（中性脂肪，HDL - コレステロール，LDL - コレステロール，AST，ALT，γ - GTP，空腹時血糖）  
※ 65 歳以上の人には，生活機能に関する検査が加わります。



## 受診上の注意

- 健診前日の激しい運動は控えてください。
- 健診結果に影響するので，健診前日は 21:00 以降の食事，アルコールの摂取は控えてください。（健診前の 10 時間は，水以外の飲食物を摂取しないでください。）